



令和 7 年度

県政インターネットモニターの手引き



静岡県広聴広報課

目 次

1 県政インターネットモニターの概要	1
はじめに	
県政インターネットモニターの主な活動内容	
県政インターネットモニターの任期	
アンケート結果の活用	
2 県政インターネットモニターアンケート Q&A	3
Q1 アンケート調査にはどのようにして回答するのですか。.....	3
アンケート回答内容の照会方法	8
Q2 回答の途中で設問が減っていくのですが、なぜですか。.....	9
Q3 アンケート回答にあたっての時間制限はありますか。.....	9
Q4 回答期間(2週間)以内に回答できなかったのですが、 期限を過ぎても回答できますか。.....	9
Q5 回答を送信した後に回答内容を修正したい場合は どのようにしたらいいですか。.....	9
Q6 回答を送信したのですが、 回答内容を知らせる電子メールが届きません。.....	10
Q7 「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」とは何ですか。 ...	10
Q8 「利用者ID(メールアドレス)」を変更したい場合は どのようにすればよいですか。.....	11
Q9 「パスワード」を変更したい場合はどのようにすればよいですか。.....	12
Q10 住所等が変わった場合はどうすればよいですか。.....	12
Q11 「パスワード」を忘れてしまいました。どうすればよいですか。.....	13
Q12 「利用者ID」と「パスワード」を入力してもアンケートに 回答(ログイン)できません。.....	14
Q13 都合によりモニターを辞退したい場合は、どうすればよいですか。.....	14
Q14 その他の不明な点は、どこへ問い合わせればよいですか。.....	15
3 参考資料	
静岡県県政インターネットモニター設置要綱	16

県政インターネットモニターの概要

◆ はじめに

静岡県は、様々な広聴活動を通じて、多くの県民の皆様のご意見・ご要望をお聴きし、迅速かつ的確にお応えするとともに、政策形成や事業推進に反映することにより、県民参加による開かれた県政を進めています。

県政インターネットモニターアンケートは、インターネットを活用して、モニターの皆様にはアンケートに回答していただくことで、皆様が県政についてどのように考えているのかを速やかに把握し、県政に反映していくために、平成14年度から実施しております。

この手引きは、皆様に県政インターネットモニター活動をスムーズに行っていただけるようポイントをまとめたものです。

◆ 県政インターネットモニターの主な活動内容

県政インターネットモニターの皆様には、インターネットを利用し、県政に関する課題や施策についてのアンケートに回答していただきます。アンケート開始の際には、回答を依頼する電子メールをお送りいたします。

《アンケートの概要》

- ・アンケート回数 …… 年間16回程度
- ・アンケート回答期間 …… 1回当たり2週間
- ・1回当たり設問数 …… 選択回答式を主体とした設問 20～40問程度
- ・アンケートのテーマ …… アンケート開始の際にお知らせします。

※アンケート実施回数は多少の増減があります。

※令和元年度～令和6年度のアンケート調査結果について下記ページで閲覧できます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/pr/1002012/index.html>

◆ 県政インターネットモニターの任期

令和7年度県政インターネットモニターの任期は、2025年4月1日～2026年3月31日の1年間です。

ただし、県外へ転出された場合など、「静岡県県政インターネットモニター設置要綱」の第6条(16ページ参照)に該当することとなったときは依頼を解かせていただきます。

なお、すべてのアンケートが終了した後、わずかではございますが、アンケート回答者総数と個人の回答実績から算出した謝礼をお送りいたします。なお、謝礼内容は年により変動しますので、あらかじめご了承ください。

◆ アンケート結果の活用

アンケート調査の結果は、速やかに担当の部局に送付し、今後の施策の参考としてまいります。調査結果の概要や施策への反映の方向性については、県ホームページに掲載してモニターの皆様をはじめ県民の皆様に公開いたします。

なお、回答者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人が特定できる情報は公開いたしません。年代(30代、40代など)、性別、職業、居住地の地域(市町名まで)は、集計結果とあわせて属性情報として活用させていただく可能性があります。



県政インターネットモニターアンケートQ&A

Q1 アンケート調査にはどのようにして回答するのですか。

A1 アンケートはふじのくに電子申請サービスを利用して行います。各アンケート開始の際は、アンケートページのURLが掲載された電子メールをお送りします。アンケートごとURLが異なりますのでご注意ください。

電子メールを受信されましたら、インターネットに接続してアンケートを開き、ウェブページ上からご回答いただきます。

お手持ちのパソコンの他、スマートフォンやタブレットからもアンケートに回答することができます。(ただし、フィーチャーフォンと一部のスマートフォン(android4.4以前、iOS4以前)は、ふじのくに電子申請サービスの利用ができません。)

回答の手順は以下をご覧ください。

※ 以下の画像については、パソコンで回答した場合の画面となります。
スマートフォンで回答した場合でも、同様の手順となります。

回答の手順

- ① 電子メールに掲載されたURLにアクセスすると下の画面が開きます。事前に登録した「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」を入力して、**ログイン**をクリックします。

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

利用者 ID(メールアドレス)を入力してください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

パスワードを入力してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

- ② 手続き内容と利用規約などが表示されますので、目を通していただき、利用規約に同意の上、同意するをクリックして③に進んでください。



静岡県

ふじのくに 電子申請サービス

ログアウト
利用者情報

> 手続き申込 > 申込内容照会 > 委任内容照会

手続き申込

🔍 手続き選択をする | ✉️ メールアドレスの確認 | 📝 内容を入力する | 📍 申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	令和〇〇年度第〇回県政インターネットモニターアンケート
説明	
受付時期	2023年4月18日10時00分～2023年4月28日11時00分
問い合わせ先	知事直轄組織知事戦略局広聴広報課
電話番号	054-221-3232
FAX番号	054-254-4032
メールアドレス	koe@pref.shizuoka.lg.jp

<利用規約>

ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）利用規約

1 目的

この規約は、ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）（以下「本サービス」といいます。）を利用して静岡県に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込み等を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、静岡県は本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけただけのものとなります。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2023年4月18日10時00分～2023年4月28日11時00分 です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

< 一覧へ戻る | 同意する >

- ③ アンケートページが開きます。冒頭にアンケートの概要・注意事項などが書かれていますので、回答に先立って目をお通しください。

必要事項を入力の上、アンケートにご回答ください。

○【仮】静岡県富士山世界遺産センターに関するアンケート

静岡県富士山世界遺産センターは、世界文化遺産「富士山」を後世に守り伝えるための拠点施設として平成29年12月23日に開館し、5年が経過したところです。

今後のセンター運営に活用するため、当センターの来館者状況や施設・展示評価等について、県民の皆様にはアンケートを実施いたしますので、御協力をお願いいたします。

※「その他」を選んだ場合には、内容を具体的に記載してください。（80字以内）。

※アンケートへの回答は、この画面を開いてから180分以内をお願いいたします。

※180分を経過すると、回答が送信できなくなりますので、回答一時保存確認（手引きの6ページ参照）をご活用ください。

お名前 **必須**

氏： 名：

性別 **必須**

- 女性
 男性
 その他

年代 **必須**

年代をお選びください。

地域 **必須**

お住まいの地域をお選びください。

職業 **必須**

職業をお選びください。

- ④ 画面をスクロール(下に移動)させると、アンケートの設問と選択肢が表示されますので、設問をよくお読みの上、それぞれの選択肢の左にある「○:ラジオボタン」や「□:チェックボックス」をクリックし、自身の考え・意向に当てはまるものや最も近いものを選択してください。選択肢の中に「その他」がある場合は、自由に回答を入力することができます。

- ⑤ すべての設問に回答後、画面の一番下に表示されている**確認へ進む**をクリックしてください。

問7

東アジア文化都市2023静岡県についてご意見がありましたらご自由にお書きください。(500字以内)

すべての設問に回答後、「確認へ進む」をクリックしてください。

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

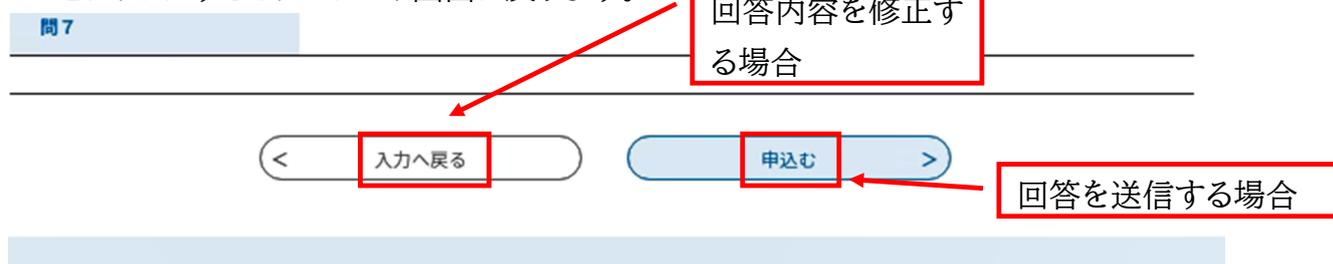
※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する ↑ 保存データの読み込み

- ⑥ 回答漏れがある場合や指定された回答数と異なる数の回答をしている場合などには、エラーの項目が黄色で表示されます。不備のある箇所を修正し、再度、**確認へ進む**をクリックしてください。

また、**入力中のデータを保存する**をクリックすることで、データを一時保存できます。アンケート回答画面下の**保存データの読み込み**をクリックすると、再度一時保存したデータを読み込んで入力を続行することができます。

- ⑦ **確認へ進む**をクリックすると、申込確認の画面が表示されます。その内容でよろしければ、**申込み**をクリックしてください。回答内容を修正したい場合には、**入力へ戻る**をクリックするとアンケート画面に戻ります。



- ⑧ 回答送信が正常に終了すると、下のようなメッセージが表示されます。送信後、自身の回答内容を照会する際には、「整理番号」と「パスワード」が必要になりますので、必ず控えるようにしてください。（このパスワードは、アンケート回答画面に入る際に入力するパスワードとは異なります。）

※ アンケート回答内容については、申し込みの際登録した電子メールに送信されませんが、「整理番号」と「パスワード」は送信されます。（⑨参照）

手続き申込



申込完了

令和〇〇年度第〇回県政インターネットモニターアンケートの手続きの申込を受付しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

**メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。**

整理番号

パスワード

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

- ⑨ 回答送信が正常に終了すると、以下のような電子メールがふじのくに電子申請サービスより自動送信されます。この電子メールを受信したら、回答は完了となります。



【静岡県庁広聴広報課より】受付完了
denshi-shinsei

宛先: koe

ふじのくに 電子申請サービス

整理番号: 
パスワード: 

上記の整理番号とパスワードは、申込内容照会の際に必要となりますので、必ず控えてください。
令和〇〇年度第〇〇回県政インターネットモニターアンケートに御回答いただき、ありがとうございました。
あなた様の令和〇〇年度第〇〇回県政インターネットモニターアンケート回答の受付完了を通知します。

今後とも、県政インターネットモニター事業に御理解と御協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
静岡県知事戦略局広聴広報課県民のこえ班
電話 054-221-3232
FAX 054-254-4032
E-mail koe@pref.shizuoka.lg.jp



～ これで回答は終了です ～

※アンケート回答内容の照会方法

回答したアンケートの回答内容(回答期限前の回答済みアンケートを含む)を照会したい場合は、ふじのくに電子申請サービスにログインしていただいた上で、申込内容照会からご覧いただけます。

確認したい回答内容の手続き名の「詳細」をクリックし、ご確認ください。

【ふじのくに電子申請サービス URL】<https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/>



The screenshot shows the website interface for searching survey responses. At the top right, there is a 'ログイン' (Login) button highlighted with a red box and labeled '①ログイン'. Below the navigation bar, the '②申込内容照会' (Check application content) menu item is highlighted with a red box. The search form includes fields for '整理番号' (Application number), '手続き名' (Procedure name), and '申込日' (Application date) with calendar icons. A '検索' (Search) button is located below the form. Below the search form, there are dropdown menus for '並び替え' (Sort by) and '表示数変更' (Change number of items displayed). At the bottom, a table lists search results with columns for '整理番号', '手続き名', '問い合わせ先', '申込日時', and '処理状況'. The first result is highlighted, and a red box highlights the '詳細' (Details) button next to it, labeled '③確認したいアンケートの「詳細」をクリック'.

Q2 回答の途中で設問が減っていくのですが、なぜですか。

A2 アンケートの構成によっては、ある設問で特定の選択肢を選んだ方のみ回答していただく枝間(問1-2や問2-2といった表示がされます)がある場合があります。はじめは、全ての枝間が表示されていますが、枝間回答を要する選択肢が選択されなかった場合、不要な枝間は順次画面から消えていきます。枝間が表示されている場合は、そちらも回答をお願いします。

Q3 アンケート回答にあたっての時間制限はありますか。

A3 アンケートへの回答は180分以内をお願いします。180分を経過すると、長時間接続がなかったと見なされ、回答が送信できなくなってしまう。180分を経過しそうな場合や回答を一時中断される場合は、**入力中のデータを保存する**ボタンを押して、保存を行うようにしてください。操作方法は、P6⑥をご覧ください。

Q4 回答期間(2週間)以内に回答できなかったのですが、期限を過ぎても回答できますか。

A4 アンケートシステムの仕様上、回答期間が終了した後に集計が行われ、アンケート回答ページを再開させることができないため、期限後の回答はできません。

Q5 回答を送信した後に回答内容を修正したい場合はどのようにしたらいいですか。

A5 基本的に回答送信後の回答取り消し、修正はできませんが、再度アンケートに回答していただくことにより、修正したい箇所を修正して回答することができます。P8 申込内容照会から該当するアンケートの**詳細**をクリックして、**再申込する**をクリックし回答してください。この場合、重複してアンケートに回答いただくこととなりますので、最後に回答したデータを採用します。

※回答期限終了後は、一切修正や再回答はできませんのでご注意ください。

Q6 回答を送信したのですが、回答完了を知らせる電子メールが届きません。

A6 お使いのメールソフトやセキュリティソフトによっては、迷惑メール対策機能等により、回答完了をお知らせする電子メールが迷惑メールと判断され、迷惑メールフォルダに入ってしまったたり、削除されてしまったりする場合があります。回答送信後に送信される電子メールの送信元のアドレスは、「pref-shizuoka@apply.e-tumo.jp」です。当アドレスからのメールが受信できるか確認をお願いします。
また、回答完了しているかどうかは、P8に記載してあります申込内容照会により確認できます。

なお、広聴広報課よりモニターの皆様へご案内としてお送りする電子メールには、タイトルの最初に「【静岡県庁広聴広報課より】」といった表示をしております。また、送信元のアドレスは「koe@pref.shizuoka.lg.jp」となりますので、見分ける際の参考としていただき、あわせて、迷惑メールとして処理されないような設定をしていただくようお願いします。

Q7 「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」とは何ですか。

A7 利用者IDとは、ふじのくに電子申請サービスを利用し、アンケートに回答する上で必要となる符号で、モニターごとに個別の利用者IDをお持ちいただきます。当初、利用者登録にてご自身が設定した利用者ID(メールアドレス)が適用されます。パスワードとは利用者を確認するための合言葉で、利用者登録にてご自身で設定したものが適用されます。
利用者ID(メールアドレス)とパスワードは、アンケートに回答する都度入力していただきますので無くさないようご注意ください。また、第三者に不正に使用されることのないよう適切な管理をお願いします。

Q8 「利用者ID(メールアドレス)」を変更したい場合は
どのようにすればよいですか。

A8 利用者ID(メールアドレス)は、ふじのくに電子申請サービス「利用者情報」から変更することができます。

メールアドレス=利用者IDのため、メールアドレスを変更することで、利用者IDも変更されます。

変更の際は、必ずログインしたうえで行ってください。(操作方法は下記の手順をご覧ください。)

また、変更後は、お手数ですが、県広聴広報課 県民のこえ班 (koe@pref.shizuoka.lg.jp)まで、その旨をご連絡ください。アンケート依頼等、広聴広報課から御案内するメールアドレスを変更します。

変更操作の手順

① ふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

ふじのくに電子申請サービス URL

<https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/>

② ふじのくに電子申請サービスにログインしてください。



③ ログインが完了したら、**利用者情報**をクリックし、**メールアドレス1を変更する**をクリックしてください。

メールアドレス1	koe@pref.shizuoka.lg.jp
メールアドレス2	
通知メッセージ送信先	メールアドレス

メールアドレス1を変更する >

パスワードを変更する >

その他情報を変更する >

削除する >

住所等を変更する場合は、**その他情報を変更する**をクリックしてください。(p12, Q10)

パスワードを変更する場合は、**パスワードを変更する**をクリックしてください。(p12, Q9)

- ④ 新しい利用者ID(メールアドレス)を入力することで、入力したメールアドレスにメールが送信されますので、受信したメールに記載されている URL にアクセスして、利用者ID(メールアドレス)の変更を行ってください。
- ⑤ 利用者ID(メールアドレス)変更の完了後、別途、メールアドレスを変更した旨を県広聴広報課県民のこえ班(koe@pref.shizuoka.lg.jp)まで必ずご連絡ください。

Q9 「パスワード」を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A9 パスワードは変更することができます。

変更方法については、利用者ID(メールアドレス)の変更と同様に、ふじのくに電子申請サービスにログインした上で、利用者情報のパスワードを変更するをクリックし、新しいパスワードを入力することで、変更できます。(操作方法は p11 をご覧ください)

パスワードのみ変更の場合には、県広聴広報課へ連絡する必要はありません。

Q10 住所等が変わった場合はどうすればよいですか。

A10 住所や電話番号等、モニター応募の際に登録した情報に変更がある場合には、利用者ID(メールアドレス)の変更と同様に、ふじのくに電子申請サービスにログインした上で、利用者情報のその他情報を変更するをクリックし、住所等の変更手続きを行ってください。(操作方法は p11 をご覧ください。)

その上で、お手数ですが、転居された場合は必ず転居後の住所を県広聴広報課県民のこえ班(koe@pref.shizuoka.lg.jp)までご連絡ください。

なお、県外へ転出された場合など、「静岡県県政インターネットモニター設置要綱」の第6条(16 ページ参照)に該当することとなったときは、モニターの依頼を解かさせていただきますので、ご了承ください。

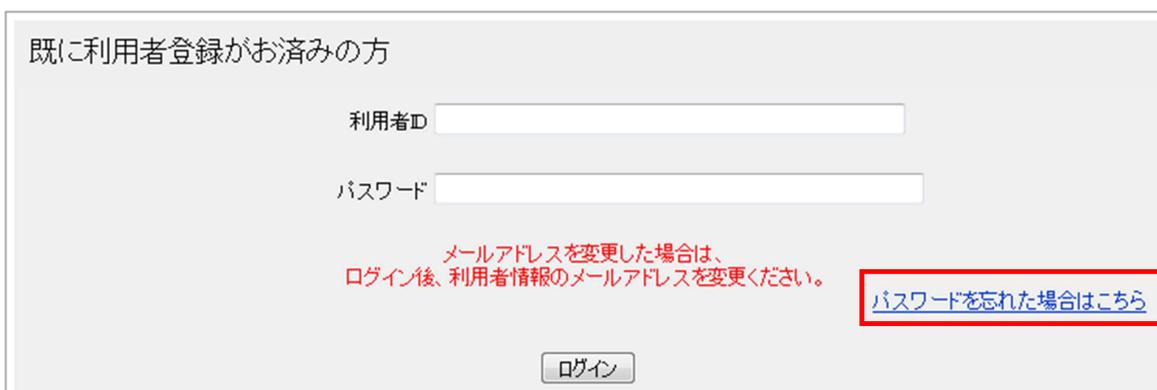
Q11「パスワード」を忘れてしまいました。どうすればよいですか。

A11 パスワードを忘れてしまった場合は、ご自身でパスワードの再設定をすることができます。

アンケートへのログイン画面にある[パスワードを忘れた場合はこちら](#)をクリックし、パスワードの再設定を行ってください。(操作方法は下記の手順をご覧ください。)

操作の手順

①[パスワードを忘れた場合はこちら](#)をクリックしてください。



既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、
ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

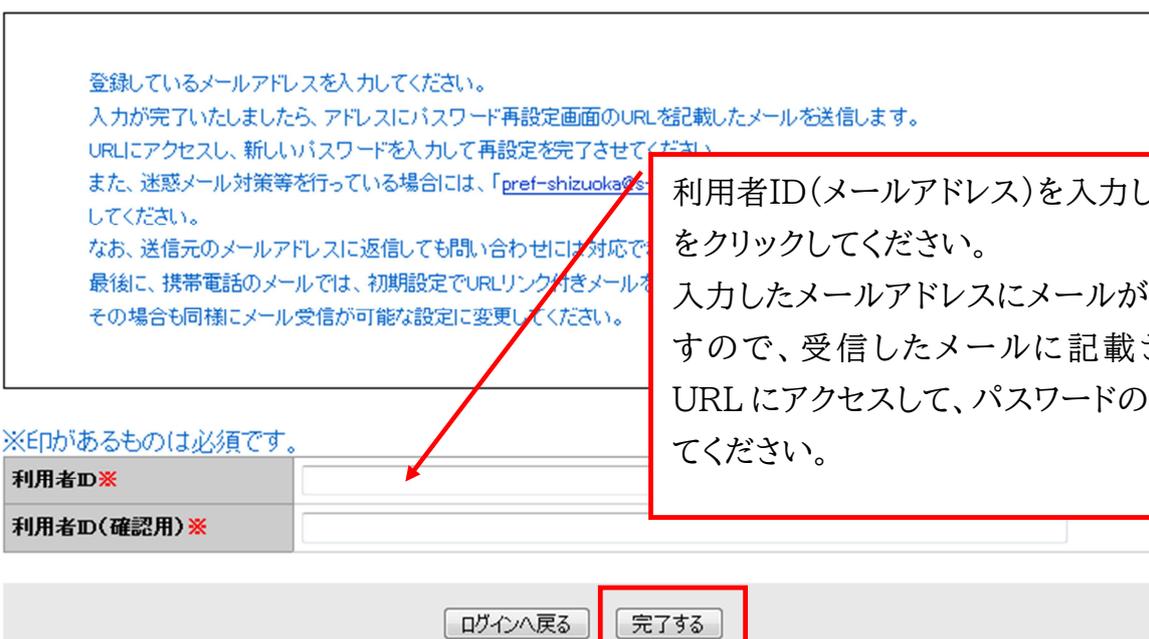
[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

②利用者ID(メールアドレス)を入力して、[完了する](#)をクリックしてください。

利用者管理

利用者ID入力(パスワード再設定)



登録しているメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスにパスワード再設定画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、新しいパスワードを入力して再設定を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-shizuoka@」
してください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを受信できない場合があります。
その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です。

利用者ID※

利用者ID(確認用)※

ログインへ戻る [完了する](#)

利用者ID(メールアドレス)を入力し、[完了する](#)をクリックしてください。
入力したメールアドレスにメールが送信されますので、受信したメールに記載されているURLにアクセスして、パスワードの再設定をしてください。

Q12 「利用者ID」と「パスワード」を入力してもアンケートに回答
(ログイン)できません。

A12 利用者ID、パスワードを入力してもアンケートに回答できない場合には、以下の2つの点を確認ください。

① 自動表示されるパスワードを削除して再入力してみる。

お使いのパソコンの機能によっては、2回目以降にパスワードを入力する手間を省略するため、前回、利用者IDとパスワードを入力した際にそれをパソコンに記録して自動表示する機能がある場合があります。以前に入力した利用者IDとパスワードが誤っていた場合、誤った利用者IDとパスワードがパソコンに記録されてしまい、利用者IDを入力した時に誤ったパスワードが自動的に表示されてしまいます。

利用者IDを入力した際、パスワードが自動的に●●(黒丸)で表示された場合は、表示された●●(黒丸)をすべて消去していただき、再度、パスワードを正しく入力してみてください。

パスワードを変更した場合も、古いパスワードが自動的に●●(黒丸)で表示されてしまう場合があります。この場合も表示された●●(黒丸)をすべて消去していただき、再度、パスワードを入力してみてください。

② 英数入力モード、NumLock 機能、大文字・小文字の確認、ハイフン“-”とアンダーバー“_”を正しく入力する。

入力モードが英数になっていない場合や、大文字と小文字が正しく入力されていない場合(Caps Lock がオンになっている場合)、ハイフン“-”とアンダーバー“_”が誤っている等の原因が考えられます。

また、NumLock 機能がオフになっていると、数字が正しく入力されない場合があります。

Q13 都合によりモニターを辞退したい場合は、どうすればよいですか。

A13 下記のアドレスへ辞退の旨、ご連絡ください。

辞退の連絡をいただいた後、メールの配信停止手続き等を行いますので、モニターの皆様の特段の手続きをお願いすることはありません。

県広聴広報課電子メールアドレス koe@pref.shizuoka.lg.jp

Q14 その他の不明な点は、どこへ問い合わせればよいですか。

A14 県政インターネットモニターアンケートに関することは、県広聴広報課まで、電話、電子メール等でお問い合わせください。

なお、電子メールでお問い合わせいただく場合は、他の電子メールと判別するため、「県政インターネットモニター」である旨をお書き添えいただきますようご協力をお願いします。

連絡・お問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県総務部広聴広報課 県民のこえ班

電 話 054-221-3232・2235

F A X 054-254-4032

E-mail koe@pref.shizuoka.lg.jp(lg.は英小文字のエル、ジーです)

なお、システムの操作に関することにつきましては、電子申請サービスのコールセンターもごございますので、御活用ください。

電話:0120-464-119(平日 9:00~17:00 年末年始は除く)



静岡県県政インターネットモニター設置要綱

(目的)

第1条 県が推進する施策・事業等に関して、県民の意向の速やかな入手に努め、迅速に県政に反映するため、静岡県県政インターネットモニター（以下「モニター」という。）を設置し、県民参加による開かれた県政の推進を図る。

(活動内容)

第2条 モニターの活動内容は、県政に関するアンケート調査への回答とする。

(募集)

第3条 モニターは公募とする。

(依頼)

第4条 モニターは、応募者の中から次の各号に該当する者を知事が依頼する。

- (1) 県内に居住又は通勤・通学する満15歳以上の者
- (2) 県職員、公立学校教職員、警察職員、県議会議員以外の者
- (3) インターネット及び日本語による電子メールの利用が可能な者

(任期)

第5条 モニターの任期は、依頼を受けた日から当該年度末までとする。

(依頼の取消し)

第6条 モニターが次の各号の一に該当することとなったときは、依頼を取り消す。

- (1) 第4条の各号に該当しなくなったとき。
- (2) モニター本人から辞退の申し出があったとき。
- (3) 県民の信頼を著しく損なうような行為があったと認められるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県政インターネットモニター制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

県政インターネットモニターの手引き

令和7年4月

静岡県広聴広報課 県民のこえ班

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3232・2235

FAX 054-254-4032

E-mail koe@pref.shizuoka.lg.jp

(lg.は英小文字のエル、ジーです)